

テレビせとうち株式会社からの意見書について

- P 1・・・三原テレビ放送株式会社からの裁定申請について
- P 6・・・尾道ケーブルテレビ株式会社からの裁定申請について
- P11・・・株式会社東広島ケーブルメディアからの裁定申請について
- P16・・・出雲ケーブルビジョン株式会社からの裁定申請について
- P21・・・山陰ケーブルビジョン株式会社からの裁定申請について
- P26・・・株式会社鳥取テレピアからの裁定申請について
- P31・・・株式会社中海テレビ放送からの裁定申請について
- P36・・・鳥取中央有線放送株式会社からの裁定申請について
- P41・・・日本海ケーブルネットワーク株式会社からの裁定申請について

平成19年7月11日

総務大臣 菅 義偉 殿



700-8677

岡山市柳町2-1-1

テレビせとうち株式会社

代表取締役社長 大田 弘志

██████████ (代)

意見書

三原テレビ放送株式会社から平成19年5月30日付で有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第13条第3項に基づき提出された総務大臣への裁定申請に関し、同条第4項の規定により、別紙の意見を申し述べます。

1. 当社の名称及び代表者の氏名並びに住所

テレビせとうち株式会社
代表取締役社長 大田 弘之
岡山市柳町2-1-1

2. 有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意をしない理由

① 区域外再送信と放送責任

今回、再送信の同意をしない理由は当該有線放送事業者が当社に免許を与えられた放送区域外での再送信を希望しているためであり、区域外再送信については当社の放送責任が負えないためであります。

地域免許制度は現在の地上放送制度の根幹をなすものと考えます。地上放送事業者は免許を与えられた地域での放送を前提に報道、番組制作、CM放送などの放送サービスを実施しております。そして、地域免許制度のもと、地上放送事業者は報道機関として様々な責任を負っております。国民保護法において、当社は指定地方公共機関として放送エリアである岡山県、香川県において指定されており、区域外の県については指定されておられません。政見放送におきましても、その放送は放送区域内の選挙区でのみ放送されるべきものであり、国政選挙等において、区域外での放送が行われることは結果として区域外において公職選挙法で定められた政党の政見放送が回数を越えて放送されることにもつながるのではないかと考えます。また、災害報道の面においても当社は放送区域内の地方自治体との連携を深め、その報道に努めるものでありますが、区域外の放送についてはその範囲外であり対応することはできません。当社は社会的使命として、より地域に密着した放送サービスの実現に努めております。区域外での再送信の放送は地域密着という当社の放送目的とは違うものであります。

② 情報格差について

有線放送事業者は区域外再送信を求める理由として、それぞれの事業者が①視聴者からの強い要望②情報格差の是正を挙げていますが、何をもって情報格差といっているのでしょうか。

現在広島県には民放が4局あります。5局ある県に比べ情報格差があり、視聴者からの要望も強いというのであれば、テレビ東京系列の番組で視聴者の視聴要望が強いと思われるゴールデンタイムの番組は、広島県で週21本中15本(71%)がテレビ東京から番組購入され、地元放送局で放送されております。また、それ以外にも衛星放送のBSジャ

パンによって多くのテレビ東京系列の番組が放送されており、広島県の視聴者は大半の番組を無料で視聴できる環境にあります。有線放送事業者の再送信なしでは視聴者の要望に応えられないとの主張は事実と反することになります。

逆に、当該地区で区域外再送信が広く認められた場合、地元放送局はテレビ東京から番組購入をとりやめる可能性もあり、その場合有料の有線放送に加入していない多くの視聴者はその視聴機会を奪われることになってしまいます。

③ 区域外再送信と著作権、著作隣接権の問題

次に区域外再送信の著作権上の問題についても指摘しておきます。現在、区域外再送信の著作権処理については有線放送事業者の団体と著作権者5団体との間で取り決めがされておりますが、放送に関する著作権の処理についてはこの5団体で全てが包括できるわけではありません。オリンピック、ワールドカップをはじめとするスポーツ中継の権利においては、区域外の再送信について有線放送事業者が権利処理を行っていないのが実情です。また、当社で購入した映画の放送権につきましても同様に、区域外の放送については放送権を取得しておらず、有線放送事業者側が権利処理を行った事は確認できておりません。このように一部の著作権の処理が曖昧なまま再送信に同意することは、当社としてはできないと考えております。もし、区域外の有線放送事業者に再送信の同意を与えた結果、当社がこうした番組の著作権者から著作権料の支払いを求められる可能性があることも指摘しておきます。

なお、有線テレビジョン放送法上の判断によって区域外再送信の大臣裁定がなされた場合でも、当社の放送番組の著作隣接権と自社制作番組が保有する著作権について当社が許諾をするものではなく、著作権法上の諸問題は残り、有線放送事業者との間で問題解決の必要があることを申し添えておきます。

④ 大臣裁定における基準について

当社は平成5年にも高知ケーブルテレビからの大臣裁定を受けており、裁定の判断基準として第104回通常国会衆議院逡信委員会（昭和61年）において政府答弁されております。いわゆる「5つの基準」があることは充分承知しております。

今回の意見書提出にあたって当社の同意しない理由は、「5つの基準」に合致しないことも承知しております。当社の放送を再送信する有線放送事業者によって、当社の放送意図が阻害ないしは歪曲されることを懸念しているわけではありません。また、有線放送事業者の経営状態や技術水準に疑念を持っているわけでもありません。

逆に有線放送事業者は規制緩和によってその事業規模を大きく拡大してきております。有線放送が零細な事業であった時代には見過ごされてきた問題が今は無視できないものと

なってきました。

今回、意見書として提出させていただいた不同意の理由は上記の5つの基準には該当しないかもしれませんが、今後有線放送事業者の経営規模が拡大していくにつれ、当社が指摘した問題がよりいっそう重大な問題となっていくことは間違いないものと考えております。

⑤ 今回の裁定申請について

今回の裁定申請に至るまでの間、当社と有線放送事業者との間でこの再送信問題について真摯に協議を行い、双方の意見を交換してまいりました。この問題の複雑性、重要性に鑑み当社としては慎重に対応し、今後とも協議を重ねていく予定でした。

裁定申請にあたって、有線放送事業者は申請理由として法令順守をあげている例があります。もし法令順守を行うのであれば、まず同意無き再送信を先に中止し、その上で協議を行うべきと考えます。そうしたこともなく、今回一方的に協議を打ち切り、大臣裁定を申請されたことは、大変遺憾に感じております。

⑥ 結語

当社としては今後も、この区域外再送信の問題について、関係する全ての事業者、団体等の議論も踏まえた上で、協議・検討をしていく姿勢でおります。

区域外再送信問題につきまして、これまで述べさせていただいた様々な問題点につきまして充分にご理解いただき、裁定について慎重に取り扱っていただくことを希望いたします。

3. 本件に関する協議の経過

当社は平成18年12月から平成19年5月までの間、区域外再送信に関する協議を三原テレビ放送株式会社と7回(12/5、2/15、2/26、3/30、4/10、5/9、5/29)協議した。

4. その他参考となる事項

広島県の放送局に番組販売されているテレビ東京系列のゴールデンタイムの番組
(別紙)

以上

網掛け部分が広島県の放送局に番販されている番組

	月	火	水	木	金	土	日
19	主治医が見つかる診療所 天気予報	奥さまは外国人	アイシールド21 BLEACH	ポケモンダイヤモンド ヤモンドパール	ベスト大集合! ポチたま ◇Beesミュージアム		田舎に泊まるう!
20	発進! 時空タイムス	元祖!! でぶや	未来の主役 地球の子供たち	NARUTO疾風伝	よるずや平四郎活人剣		日曜ビッグバラエティ
21	ド短期ツメコミ教育 豪腕! コーチング!!!	開運!! なんでも鑑定団	いい旅・夢気分	TVチャンピオン2	所さんの学校では教えてくれないこんな授業		
A			水曜ミステリー9	木曜洋画劇場	出役! アド街ツグ天国		
							天気予報
							天気予報

平成19年7月11日

総務大臣 菅 義偉 殿



700-8677

岡山市柳町2-1-1

テレビせとうち株式会社

代表取締役社長 大田 弘志

■■■■■■ (代)

意見書

尾道ケーブルテレビ株式会社から平成19年5月30日付で有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第13条第3項に基づき提出された総務大臣への裁定申請に関し、同条第4項の規定により、別紙の意見を申し述べます。

1. 当社の名称及び代表者の氏名並びに住所

テレビせとうち株式会社
代表取締役社長 大田 弘之
岡山市柳町2-1-1

2. 有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意をしない理由

① 区域外再送信と放送責任

今回、再送信の同意をしない理由は当該有線放送事業者が当社に免許を与えられた放送区域外での再送信を希望しているためであり、区域外再送信については当社の放送責任が負えないためであります。

地域免許制度は現在の地上放送制度の根幹をなすものと考えます。地上放送事業者は免許を与えられた地域での放送を前提に報道、番組制作、CM放送などの放送サービスを実施しております。そして、地域免許制度のもと、地上放送事業者は報道機関として様々な責任を負っております。国民保護法において、当社は指定地方公共機関として放送エリアである岡山県、香川県において指定されており、区域外の県については指定されておられません。政見放送におきましても、その放送は放送区域内の選挙区でのみ放送されるべきものであり、国政選挙等において、区域外での放送が行われることは結果として区域外において公職選挙法で定められた政党の政見放送が回数を越えて放送されることにもつながるのではないかと考えます。また、災害報道の面においても当社は放送区域内の地方自治体との連携を深め、その報道に努めるものでありますが、区域外の放送についてはその範囲外であり対応することはできません。当社は社会的使命として、より地域に密着した放送サービスの実現に努めております。区域外での再送信の放送は地域密着という当社の放送目的とは違うものであります。

② 情報格差について

有線放送事業者は区域外再送信を求める理由として、それぞれの事業者が①視聴者からの強い要望②情報格差の是正を挙げていますが、何をもちて情報格差といっているのでしょうか。

現在広島県には民放が4局あります。5局ある県に比べ情報格差があり、視聴者からの要望も強いというのであれば、テレビ東京系列の番組で視聴者の視聴要望が強いと思われるゴールデンタイムの番組は、広島県で週21本中15本(71%)がテレビ東京から番組購入され、地元放送局で放送されております。また、それ以外にも衛星放送のBSジャ

パンによって多くのテレビ東京系列の番組が放送されており、広島県の視聴者は大半の番組を無料で視聴できる環境にあります。有線放送事業者の再送信なしでは視聴者の要望に応えられないとの主張は事実と反することになります。

逆に、当該地区で区域外再送信が広く認められた場合、地元放送局はテレビ東京から番組購入をとりやめる可能性もあり、その場合有料の有線放送に加入していない多くの視聴者はその視聴機会を奪われることになってしまいます。

③ 区域外再送信と著作権、著作隣接権の問題

次に区域外再送信の著作権上の問題についても指摘しておきます。現在、区域外再送信の著作権処理については有線放送事業者の団体と著作権者5団体との間で取り決めがされておりますが、放送に関する著作権の処理についてはこの5団体で全てが包括できるわけではありません。オリンピック、ワールドカップをはじめとするスポーツ中継の権利においては、区域外の再送信について有線放送事業者が権利処理を行っていないのが実情です。また、当社で購入した映画の放送権につきましても同様に、区域外の放送については放送権を取得しておらず、有線放送事業者側が権利処理を行った事は確認できておりません。このように一部の著作権の処理が曖昧なまま再送信に同意することは、当社としてはできないと考えております。もし、区域外の有線放送事業者に再送信の同意を与えた結果、当社がこうした番組の著作権者から著作権料の支払いを求められる可能性があることも指摘しておきます。

なお、有線テレビジョン放送法上の判断によって区域外再送信の大臣裁定がなされた場合でも、当社の放送番組の著作隣接権と自社制作番組が保有する著作権について当社が許諾をするものではなく、著作権法上の諸問題は残り、有線放送事業者との間で問題解決の必要があることを申し添えておきます。

④ 大臣裁定における基準について

当社は平成5年にも高知ケーブルテレビからの大臣裁定を受けており、裁定の判断基準として第104回通常国会衆議院通信委員会（昭和61年）において政府答弁されております、いわゆる「5つの基準」があることは充分承知しております。

今回の意見書提出にあたって当社の同意しない理由は、「5つの基準」に合致しないことも承知しております。当社の放送を再送信する有線放送事業者によって、当社の放送意図が阻害ないしは歪曲されることを懸念しているわけではありません。また、有線放送事業者の経営状態や技術水準に疑念を持っているわけでもありません。

逆に、有線放送事業者は規制緩和によってその事業規模を大きく拡大してきております。有線放送が零細な事業であった時代には見過ごされてきた問題が今は無視できないものと

なってきました。

今回、意見書として提出させていただいた不同意の理由は上記の5つの基準には該当しないかもしれませんが、今後有線放送事業者の経営規模が拡大していくにつれ、当社が指摘した問題がよりいっそう重大な問題となっていくことは間違いないものと考えております。

⑤ 今回の裁定申請について

今回の裁定申請に至るまでの間、当社と有線放送事業者との間でこの再送信問題について真摯に協議を行い、双方の意見を交換してまいりました。この問題の複雑性、重要性に鑑み当社としては慎重に対応し、今後とも協議を重ねていく予定でした。

裁定申請にあたって、有線放送事業者は申請理由として法令順守をあげている例があります。もし法令順守を行うのであれば、まず同意無き再送信を先に中止し、その上で協議を行うべきと考えます。そうしたこともなく、今回一方的に協議を打ち切り、大臣裁定を申請されたことは、大変遺憾に感じております。

⑥ 結語

当社としては今後も、この区域外再送信の問題について、関係する全ての事業者、団体等の議論も踏まえた上で、協議・検討をしていく姿勢でおります。

区域外再送信問題につきまして、これまで述べさせていただいた様々な問題点につきまして充分にご理解いただき、裁定について慎重に取り扱っていただくことを希望いたします。

3. 本件に関する協議の経過

当社は平成18年12月から平成19年5月までの間、区域外再送信に関する協議を尾道ケーブルテレビ株式会社と7回(12/5、2/15、2/26、3/30、4/10、5/9、5/29)協議した。

4. その他参考となる事項

広島県の放送局に番組販売されているテレビ東京系列のゴールデンタイムの番組
(別紙)

以上

網掛け部分が広島県の放送局に番販されている番組

月	火	水	木	金	土	日
19	主治医が身つかる診療所 天気予報	アイシールド21 BLEACH 未来の主役 地球の子供たち	ポケットモンスターダイジェスト NARUTO疾風伝	ペット大集合！ホチタマ ◇Beeミュージアム	19	田舎に泊まるの！！
20	発進！時空タイムス	いい旅・夢気分	TVチャンピオン2	よるずやや平四郎活人剣	20	日曜ピンポンバレーエディ
A	ド短期ツメコミ教育 豪腕！コーチング！！	水曜ミステリー9	木曜洋画劇場	所さんの学校では教えてくれないそこんトコロ！	A	天気予報
21	開運！なんでも鑑定団			出役！アド街ック天国	21	天気予報
54	TSCニュース			TSCニュース	54	54
						48
						54

平成19年7月11日

総務大臣 菅 義偉 殿



700-8677

631

岡山市柳町2-1-1

テレビせとうち株式会社

代表取締役社長 大田 弘之

■■■■ (代)

意見書

株式会社東広島ケーブルメディアから平成19年5月30日付で有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第13条第3項に基づき提出された総務大臣への裁定申請に関し、同条第4項の規定により、別紙の意見を申し述べます。

1. 当社の名称及び代表者の氏名並びに住所

テレビせとうち株式会社
代表取締役社長 大田 弘之
岡山市柳町2-1-1

2. 有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意をしない理由

① 区域外再送信と放送責任

今回、再送信の同意をしない理由は当該有線放送事業者が当社に免許を与えられた放送区域外での再送信を希望しているためであり、区域外再送信については当社の放送責任が負えないためであります。

地域免許制度は現在の地上放送制度の根幹をなすものと考えます。地上放送事業者は免許を与えられた地域での放送を前提に報道、番組制作、CM放送などの放送サービスを実施しております。そして、地域免許制度のもと、地上放送事業者は報道機関として様々な責任を負っております。国民保護法において、当社は指定地方公共機関として放送エリアである岡山県、香川県において指定されており、区域外の県については指定されておられません。政見放送におきましても、その放送は放送区域内の選挙区でのみ放送されるべきものであり、国政選挙等において、区域外での放送が行われることは結果として区域外において公職選挙法で定められた政党の政見放送が回数を越えて放送されることにもつながるのではないかと考えます。また、災害報道の面においても当社は放送区域内の地方自治体との連携を深め、その報道に努めるものでありますが、区域外の放送についてはその範囲外であり対応することはできません。当社は社会的使命として、より地域に密着した放送サービスの実現に努めております。区域外での再送信の放送は地域密着という当社の放送目的とは違うものであります。

② 情報格差について

有線放送事業者は区域外再送信を求める理由として、それぞれの事業者が①視聴者からの強い要望②情報格差の是正を挙げていますが、何をもちて情報格差といっているのでしょうか。

現在広島県には民放が4局あります。5局ある県に比べ情報格差があり、視聴者からの要望も強いというのであれば、テレビ東京系列の番組で視聴者の視聴要望が強いと思われるゴールデンタイムの番組は、広島県で週21本中15本(71%)がテレビ東京から番組購入され、地元放送局で放送されております。また、それ以外にも衛星放送のBSジャ

パンによって多くのテレビ東京系列の番組が放送されており、広島県の視聴者は大半の番組を無料で視聴できる環境にあります。有線放送事業者の再送信なしでは視聴者の要望に応えられないとの主張は事実と反することになります。

逆に、当該地区で区域外再送信が広く認められた場合、地元放送局はテレビ東京から番組購入をとりやめる可能性もあり、その場合有料の有線放送に加入していない多くの視聴者はその視聴機会を奪われることになってしまいます。

③ 区域外再送信と著作権、著作隣接権の問題

次に区域外再送信の著作権上の問題についても指摘しておきます。現在、区域外再送信の著作権処理については有線放送事業者の団体と著作権者5団体との間で取り決めがされておりますが、放送に関する著作権の処理についてはこの5団体で全てが包括できるわけではありません。オリンピック、ワールドカップをはじめとするスポーツ中継の権利においては、区域外の再送信について有線放送事業者が権利処理を行っていないのが実情です。また、当社で購入した映画の放送権につきましても同様に、区域外の放送については放送権を取得しておらず、有線放送事業者側が権利処理を行った事は確認できておりません。このように一部の著作権の処理が曖昧なまま再送信に同意することは、当社としてはできないと考えております。もし、区域外の有線放送事業者に再送信の同意を与えた結果、当社がこうした番組の著作権者から著作権料の支払いを求められる可能性があることも指摘しておきます。

なお、有線テレビジョン放送法上の判断によって区域外再送信の大臣裁定がなされた場合でも、当社の放送番組の著作隣接権と自社制作番組が保有する著作権について当社が許諾をするものではなく、著作権法上の諸問題は残り、有線放送事業者との間で問題解決の必要があることを申し添えておきます。

④ 大臣裁定における基準について

当社は平成5年にも高知ケーブルテレビからの大臣裁定を受けており、裁定の判断基準として第104回通常国会衆議院通信委員会（昭和61年）において政府答弁されております。いわゆる「5つの基準」があることは充分承知しております。

今回の意見書提出にあたって当社の同意しない理由は、「5つの基準」に合致しないことも承知しております。当社の放送を再送信する有線放送事業者によって、当社の放送意図が阻害ないしは歪曲されることを懸念しているわけではありません。また、有線放送事業者の経営状態や技術水準に疑念を持っているわけでもありません。

逆に有線放送事業者は規制緩和によってその事業規模を大きく拡大してきております。有線放送が零細な事業であった時代には見過ごされてきた問題が今は無視できないものと

なっておりまして、

今回、意見書として提出させていただいた不同意の理由は上記の5つの基準には該当しないかもしれませんが、しかし、今後有線放送事業者の経営規模が拡大していくにつれ、当社が指摘した問題がよりいっそう重大な問題となっていくことは間違いないものと考えております。

⑤ 今回の裁定申請について

今回の裁定申請に至るまでの間、当社と有線放送事業者との間でこの再送信問題について真摯に協議を行い、双方の意見を交換してまいりました。この問題の複雑性、重要性に鑑み当社としては慎重に対応し、今後とも協議を重ねていく予定でした。

裁定申請にあたって、有線放送事業者は申請理由として法令順守をあげている例があります。もし法令順守を行うのであれば、まず同意無き再送信を先に中止し、その上で協議を行うべきと考えます。そうしたこともなく、今回一方的に協議を打ち切り、大臣裁定を申請されたことは、大変遺憾に感じております。

⑥ 結語

当社としては今後も、この区域外再送信の問題について、関係する全ての事業者、団体等の議論も踏まえた上で、協議・検討をしていく姿勢でおります。

区域外再送信問題につきまして、これまで述べさせていただいた様々な問題点につきまして充分にご理解いただき、裁定について慎重に取り扱っていただくことを希望いたします。

3. 本件に関する協議の経過

当社は平成18年12月から平成19年5月までの間、区域外再送信に関する協議を株式会社東広島ケーブルメディアと7回(12/5、2/15、2/26、3/30、4/10、5/9、5/29)協議した。

4. その他参考となる事項

広島県の放送局に番組販売されているテレビ東京系列のゴールデンタイムの番組
(別紙)

以上

網掛け部分が広島県の放送局に番組販売されている番組

日	月	火	水	木	金	土	日
19	主治医が見のかる診療所 天気予報	奥さまは外国人	アイシールド21 BLEACH	ポケモンスタジアム ヤモンドパール NARUTO疾風伝	ペット大集合！ボチたま ◇Beeミュージアム	主雇スベインヤル	田舎に泊まるぞ！
20	発進！時空タイムス	元祖！でぶや	未来の主演 地球の子供たち いい旅、夢気分	TVチャンピオン2	よろずや平四郎活人剣		日曜ビッグバラエティ
21	下短期ツメコミ教育 豪腕！コーチング！！	開運！なんでも鑑定団	水曜スタジオ9	木曜洋画劇場	所さんの学校では教えてくれない正しい日本語	出役！アド街ック天国	天気予報
A							天気予報

平成19年7月11日

総務大臣 菅 義偉 殿



700-8677

岡山市柳町2-1-1

テレビせとうち株式会社

代表取締役社長 大田 弘之

■■■■■■■■■■ (代)

意見書

出雲ケーブルビジョン株式会社から平成19年5月30日付で有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第13条第3項に基づき提出された総務大臣への裁定申請に関し、同条第4項の規定により、別紙の意見を申し述べます。

1. 当社の名称及び代表者の氏名並びに住所

テレビせとうち株式会社
代表取締役社長 大田 弘之
岡山市柳町2-1-1

2. 有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意をしない理由

① 区域外再送信と放送責任

今回、再送信の同意をしない理由は当該有線放送事業者が当社に免許を与えられた放送区域外での再送信を希望しているためであり、区域外再送信については当社の放送責任が負えないためであります。

地域免許制度は現在の地上放送制度の根幹をなすものと考えます。地上放送事業者は免許を与えられた地域での放送を前提に報道、番組制作、CM放送などの放送サービスを実施しております。そして、地域免許制度のもと、地上放送事業者は報道機関として様々な責任を負っております。国民保護法において、当社は指定地方公共機関として放送エリアである岡山県、香川県において指定されており、区域外の県については指定されておられません。政見放送におきましても、その放送は放送区域内の選挙区でのみ放送されるべきものであり、国政選挙等において、区域外での放送が行われることは結果として区域外において公職選挙法で定められた政党の政見放送が回数を越えて放送されることにもつながるのではないかと考えます。また、災害報道の面においても当社は放送区域内の地方自治体との連携を深め、その報道に努めるものでありますが、区域外の放送についてはその範囲外であり対応することはできません。当社は社会的使命として、より地域に密着した放送サービスの実現に努めております。区域外での再送信の放送は地域密着という当社の放送目的とは違うものであります。

② 情報格差について

有線放送事業者は区域外再送信を求める理由として、それぞれの事業者が①視聴者からの強い要望②情報格差の是正を挙げていますが、何をもって情報格差といっているのでしょうか。

現在鳥取・島根県には民放が3局あります。5局ある県に比べ情報格差があり、視聴者からの要望も強いというのであれば、テレビ東京系列の番組で視聴者の視聴要望が強いと思われるゴールデンタイムの番組は、鳥取・島根県で週21本中17本(81%)がテレビ東京から番組購入され、地元放送局で放送されております。また、それ以外にも衛星放

送のBSジャパンによって多くのテレビ東京系列の番組が放送されており、鳥取・島根県の視聴者は大半の番組を無料で視聴できる環境にあります。有線放送事業者の再送信なしでは視聴者の要望に応えられないとの主張は事実反することになります。

逆に、当該地区で区域外再送信が広く認められた場合、地元放送局はテレビ東京から番組購入をとりやめる可能性もあり、その場合有料の有線放送に加入していない多くの視聴者はその視聴機会を奪われることになってしまいます。

③ 区域外再送信と著作権、著作隣接権の問題

次に区域外再送信の著作権上の問題についても指摘しておきます。現在、区域外再送信の著作権処理については有線放送事業者の団体と著作権者5団体との間で取り決めがされておりますが、放送に関する著作権の処理についてはこの5団体で全てが包括できるわけではありません。オリンピック、ワールドカップをはじめとするスポーツ中継の権利においては、区域外の再送信について有線放送事業者が権利処理を行っていないのが実情です。また、当社で購入した映画の放送権につきましても同様に、区域外の放送については放送権を取得しておらず、有線放送事業者側が権利処理を行った事実は確認できておりません。このように一部の著作権の処理が曖昧なまま再送信に同意することは、当社としてはできないと考えております。もし、区域外の有線放送事業者に再送信の同意を与えた結果、当社がこうした番組の著作権者から著作権料の支払いを求められる可能性があることも指摘しておきます。

なお、有線テレビジョン放送法上の判断によって区域外再送信の大臣裁定がなされた場合でも、当社の放送番組の著作隣接権と自社制作番組が保有する著作権について当社が許諾をするものではなく、著作権法上の諸問題は残り、有線放送事業者との間で問題解決の必要があることを申し添えておきます。

④ 大臣裁定における基準について

当社は平成5年にも高知ケーブルテレビからの大臣裁定を受けており、裁定の判断基準として第104回通常国会衆議院通信委員会（昭和61年）において政府答弁されております。いわゆる「5つの基準」があることは充分承知しております。

今回の意見書提出にあたって当社の同意しない理由は、「5つの基準」に合致しないことも承知しております。当社の放送を再送信する有線放送事業者によって、当社の放送意図が阻害ないしは歪曲されることを懸念しているわけではありません。また、有線放送事業者の経営状態や技術水準に疑念を持っているわけでもありません。

逆に有線放送事業者は規制緩和によってその事業規模を大きく拡大してきております。有線放送が零細な事業であった時代には見過ごされてきた問題が今は無視できないものと

なってきました。

今回、意見書として提出させていただいた不同意の理由は上記の5つの基準には該当しないかもしれませんが、しかし、今後有線放送事業者の経営規模が拡大していくにつれ、当社が指摘した問題がよりいっそう重大な問題となっていくことは間違いないものと考えております。

⑤ 今回の裁定申請について

今回の裁定申請に至るまでの間、当社と有線放送事業者との間でこの再送信問題について真摯に協議を行い、双方の意見を交換してまいりました。この問題の複雑性、重要性に鑑み当社としては慎重に対応し、今後とも協議を重ねていく予定でした。

裁定申請にあたって、有線放送事業者は申請理由として法令順守をあげている例があります。もし法令順守を行うのであれば、まず同意無き再送信を先に中止し、その上で協議を行うべきと考えます。そうしたこともなく、今回一方的に協議を打ち切り、大臣裁定を申請されたことは、大変遺憾に感じております。

⑥ 結語

当社としては今後も、この区域外再送信の問題について、関係する全ての事業者、団体等の議論も踏まえた上で、協議・検討をしていく姿勢でおります。

区域外再送信問題につきまして、これまで述べさせていただいた様々な問題点につきまして充分にご理解いただき、裁定について慎重に取り扱っていただくことを希望いたします。

3. 本件に関する協議の経過

当社は平成18年12月から平成19年5月までの間、区域外再送信に関する協議を出雲ケーブルビジョン株式会社と4回(12/28、3/5、4/13、5/10)協議した。

4. その他参考となる事項

鳥取・島根県の放送局に番組販売されているテレビ東京系列のゴールデンタイムの番組
(別紙)

以上

網掛け部分が鳥取・島根県の放送局に番販されている番組

日	月	火	水	木	金	土	日
19	主治医が見つかると 場所 天気予報	奥さまは外国人	アイシールド21 BLEACH	ポケットモンスターダイ ヤモンドパール NARUTOの疾風伝	ペット大集合！ボテたま ◇BeecommюзияA	土曜スペシャル	田舎に泊まるの!
20	発進！時空タイムス	元祖！でぶや	未来の主役 地球の子供たち	TVチャンピオン2	よろずや平四郎活人剣		日曜ビッグバラエティ
A			いい旅 夢気分		天気予報		
21	ド毎朝ツタコミ教育 森 腕！チューンアップ！	開運！なんでも鑑定団	水曜ミステリー9		所さんの学校では教え てくれないでください ロ！	出役！アド街ック天国	天気予報
				木曜洋画劇場	TSCニュース	TSCニュース	
							48 54

平成19年7月11日

総務大臣 菅 義偉 殿



700-8677

633

岡山市柳町2-1-1

テレビせとうち株式会社

代表取締役社長 大田 弘之

■■■■■■■■■■ (代)

意見書

山陰ケーブルビジョン株式会社から平成19年5月30日付で有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第13条第3項に基づき提出された総務大臣への裁定申請に関し、同条第4項の規定により、別紙の意見を申し述べます。

1. 当社の名称及び代表者の氏名並びに住所

テレビせとうち株式会社
代表取締役社長 大田 弘之
岡山市柳町2-1-1

2. 有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意をしない理由

① 区域外再送信と放送責任

今回、再送信の同意をしない理由は当該有線放送事業者が当社に免許を与えられた放送区域外での再送信を希望しているためであり、区域外再送信については当社の放送責任が負えないためであります。

地域免許制度は現在の地上放送制度の根幹をなすものと考えます。地上放送事業者は免許を与えられた地域での放送を前提に報道、番組制作、CM放送などの放送サービスを実施しております。そして、地域免許制度のもと、地上放送事業者は報道機関として様々な責任を負っております。国民保護法において、当社は指定地方公共機関として放送エリアである岡山県、香川県において指定されており、区域外の県については指定されておられません。政見放送におきましても、その放送は放送区域内の選挙区でのみ放送されるべきものであり、国政選挙等において、区域外での放送が行われることは結果として区域外において公職選挙法で定められた政党の政見放送が回数を越えて放送されることにもつながるのではないかと考えます。また、災害報道の面においても当社は放送区域内の地方自治体との連携を深め、その報道に努めるものでありますが、区域外の放送についてはその範囲外であり対応することはできません。当社は社会的使命として、より地域に密着した放送サービスの実現に努めております。区域外での再送信の放送は地域密着という当社の放送目的とは違うものであります。

② 情報格差について

有線放送事業者は区域外再送信を求める理由として、それぞれの事業者が①視聴者からの強い要望②情報格差の是正を挙げていますが、何を以て情報格差とされているのでしょうか。

現在鳥取・島根県には民放が3局あります。5局ある県に比べ情報格差があり、視聴者からの要望も強いというのであれば、テレビ東京系列の番組で視聴者の視聴要望が強いと思われるゴールデンタイムの番組は、鳥取・島根県で週21本中17本(81%)がテレビ東京から番組購入され、地元放送局で放送されております。また、それ以外にも衛星放

送のBSジャパンによって多くのテレビ東京系列の番組が放送されており、鳥取・島根県の視聴者は大半の番組を無料で視聴できる環境にあります。有線放送事業者の再送信なしでは視聴者の要望に応えられないとの主張は事実反することになります。

逆に、当該地区で区域外再送信が広く認められた場合、地元放送局はテレビ東京から番組購入をとりやめる可能性もあり、その場合有料の有線放送に加入していない多くの視聴者はその視聴機会を奪われることになってしまいます。

③ 区域外再送信と著作権、著作隣接権の問題

次に区域外再送信の著作権上の問題についても指摘しておきます。現在、区域外再送信の著作権処理については有線放送事業者の団体と著作権者5団体との間で取り決めがされておりますが、放送に関する著作権の処理についてはこの5団体で全てが包括できるわけではありません。オリンピック、ワールドカップをはじめとするスポーツ中継の権利においては、区域外の再送信について有線放送事業者が権利処理を行っていないのが実情です。また、当社で購入した映画の放送権につきましても同様に、区域外の放送については放送権を取得しておらず、有線放送事業者側が権利処理を行った事は確認できておりません。このように一部の著作権の処理が曖昧なまま再送信に同意することは、当社としてはできないと考えております。もし、区域外の有線放送事業者に再送信の同意を与えた結果、当社がこうした番組の著作権者から著作権料の支払いを求められる可能性があることも指摘しておきます。

なお、有線テレビジョン放送法上の判断によって区域外再送信の大臣裁定がなされた場合でも、当社の放送番組の著作隣接権と自社制作番組が保有する著作権について当社が許諾をするものではなく、著作権法上の諸問題は残り、有線放送事業者との間で問題解決の必要があることを申し添えておきます。

④ 大臣裁定における基準について

当社は平成5年にも高知ケーブルテレビからの大臣裁定を受けており、裁定の判断基準として第104回通常国会衆議院逡信委員会（昭和61年）において政府答弁されております。いわゆる「5つの基準」があることは充分承知しております。

今回の意見書提出にあたって当社の同意しない理由は、「5つの基準」に合致しないことも承知しております。当社の放送を再送信する有線放送事業者によって、当社の放送意図が阻害ないしは歪曲されることを懸念しているわけではありません。また、有線放送事業者の経営状態や技術水準に疑念を持っているわけでもありません。

逆に有線放送事業者は規制緩和によってその事業規模を大きく拡大してきております。有線放送が零細な事業であった時代には見過ごされてきた問題が今は無視できないものと

なってきました。

今回、意見書として提出させていただいた不同意の理由は上記の5つの基準には該当しないかもしれませんが、しかし、今後有線放送事業者の経営規模が拡大していくにつれ、当社が指摘した問題がよりいっそう重大な問題となっていくことは間違いないものと考えております。

⑤ 今回の裁定申請について

今回の裁定申請に至るまでの間、当社と有線放送事業者との間でこの再送信問題について真摯に協議を行い、双方の意見を交換してまいりました。この問題の複雑性、重要性に鑑み当社としては慎重に対応し、今後とも協議を重ねていく予定でした。

裁定申請にあたって、有線放送事業者は申請理由として法令順守をあげている例があります。もし法令順守を行うのであれば、まず同意無き再送信を先に中止し、その上で協議を行うべきと考えます。そうしたこともなく、今回一方的に協議を打ち切り、大臣裁定を申請されたことは、大変遺憾に感じております。

⑥ 結語

当社としては今後も、この区域外再送信の問題について、関係する全ての事業者、団体等の議論も踏まえた上で、協議・検討をしていく姿勢でおります。

区域外再送信問題につきまして、これまで述べさせていただいた様々な問題点につきまして充分にご理解いただき、裁定について慎重に取り扱っていただくことを希望いたします。

3. 本件に関する協議の経過

当社は平成19年3月から平成19年5月までの間、区域外再送信に関する協議を山陰ケーブルビジョン株式会社と3回(3/5、4/13、5/10)協議した。

4. その他参考となる事項

鳥取・島根県の放送局に番組販売されているテレビ東京系列のゴールデンタイムの番組
(別紙)

以上

網掛け部分が鳥取・島根県の放送局に番販されている番組

	月	火	水	木	金	土	日	
19	主治医が見つかるといふ 病所	奥さまは外国人	アイシールド21 BEACH	ボクがモンスターダイ ヤモンゴパニール	べつ大集合! 赤手たま		田舎に泊まる列!	19
54	天気予報	56	未来の主役 地球の子供たち	NARUTO疾風伝	◇BeeミュージックA			
20	発進! 時空タイムス	元祖!! であや	いい旅・夢気分	TVチャンピオン2	よるずやや平四郎活人剣		日曜ビッグバラエティ	20
54	57	54	54		天気予報			
A	54	54	54		所さんの学校では教え てくれないぞんこ ロ	出没! アド街ック天国		
21	54	54	水曜ミスアリーナ9	木曜洋画劇場	TSCニュース		天気予報	21
54	TSCニュース							48 54

平成19年7月11日

総務大臣 菅 義偉 殿



700-8677

岡山市柳町2-1-1

テレビせとうち株式会社

代表取締役社長 大田 弘之

■■■■ (代)

634

意見書

株式会社鳥取テレトピアから平成19年5月30日付で有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第13条第3項に基づき提出された総務大臣への裁定申請に関し、同条第4項の規定により、別紙の意見を申し述べます。

1. 当社の名称及び代表者の氏名並びに住所

テレビせとうち株式会社
代表取締役社長 大田 弘之
岡山市柳町2-1-1

2. 有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意をしない理由

① 区域外再送信と放送責任

今回、再送信の同意をしない理由は当該有線放送事業者が当社に免許を与えられた放送区域外での再送信を希望しているためであり、区域外再送信については当社の放送責任が負えないためであります。

地域免許制度は現在の地上放送制度の根幹をなすものと考えます。地上放送事業者は免許を与えられた地域での放送を前提に報道、番組制作、CM放送などの放送サービスを実施しております。そして、地域免許制度のもと、地上放送事業者は報道機関として様々な責任を負っております。国民保護法において、当社は指定地方公共機関として放送エリアである岡山県、香川県において指定されており、区域外の県については指定されておられません。政見放送におきましても、その放送は放送区域内の選挙区でのみ放送されるべきものであり、国政選挙等において、区域外での放送が行われることは結果として区域外において公職選挙法で定められた政党の政見放送が回数を越えて放送されることにもつながるのではないかと考えます。また、災害報道の面においても当社は放送区域内の地方自治体との連携を深め、その報道に努めるものでありますが、区域外の放送についてはその範囲外であり対応することはできません。当社は社会的使命として、より地域に密着した放送サービスの実現に努めております。区域外での再送信の放送は地域密着という当社の放送目的とは違うものであります。

② 情報格差について

有線放送事業者は区域外再送信を求める理由として、それぞれの事業者が①視聴者からの強い要望②情報格差の是正を挙げていますが、何をもって情報格差といっているのでしょうか。

現在鳥取・島根県には民放が3局あります。5局ある県に比べ情報格差があり、視聴者からの要望も強いというのであれば、テレビ東京系列の番組で視聴者の視聴要望が強いと思われるゴールデンタイムの番組は、鳥取・島根県で週21本中17本(81%)がテレビ東京から番組購入され、地元放送局で放送されております。また、それ以外にも衛星放

送のBSジャパンによって多くのテレビ東京系列の番組が放送されており、鳥取・島根県の視聴者は大半の番組を無料で視聴できる環境にあります。有線放送事業者の再送信なしでは視聴者の要望に応えられないとの主張は事実と反することになります。

逆に、当該地区で区域外再送信が広く認められた場合、地元放送局はテレビ東京から番組購入をとりやめる可能性もあり、その場合有料の有線放送に加入していない多くの視聴者はその視聴機会を奪われることになってしまいます。

③ 区域外再送信と著作権、著作隣接権の問題

次に区域外再送信の著作権上の問題についても指摘しておきます。現在、区域外再送信の著作権処理については有線放送事業者の団体と著作権者5団体との間で取り決めがされておりますが、放送に関する著作権の処理についてはこの5団体で全てが包括できるわけではありません。オリンピック、ワールドカップをはじめとするスポーツ中継の権利においては、区域外の再送信について有線放送事業者が権利処理を行っていないのが実情です。また、当社で購入した映画の放送権につきましても同様に、区域外の放送については放送権を取得しておらず、有線放送事業者側が権利処理を行ったことは確認できておりません。このように一部の著作権の処理が曖昧なまま再送信に同意することは、当社としてはできないと考えております。もし、区域外の有線放送事業者に再送信の同意を与えた結果、当社がこうした番組の著作権者から著作権料の支払いを求められる可能性があることも指摘しておきます。

なお、有線テレビジョン放送法上の判断によって区域外再送信の大臣裁定がなされた場合でも、当社の放送番組の著作隣接権と自社制作番組が保有する著作権について当社が許諾をするものではなく、著作権法上の諸問題は残り、有線放送事業者との間で問題解決の必要があることを申し添えておきます。

④ 大臣裁定における基準について

当社は平成5年にも高知ケーブルテレビからの大臣裁定を受けており、裁定の判断基準として第104回通常国会衆議院通信委員会（昭和61年）において政府答弁されております、いわゆる「5つの基準」があることは充分承知しております。

今回の意見書提出にあたって当社の同意しない理由は、「5つの基準」に合致しないことも承知しております。当社の放送を再送信する有線放送事業者によって、当社の放送意図が阻害ないしは歪曲されることを懸念しているわけではありません。また、有線放送事業者の経営状態や技術水準に疑念を持っているわけでもありません。

逆に有線放送事業者は規制緩和によってその事業規模を大きく拡大してきております。有線放送が零細な事業であった時代には見過ごされてきた問題が今は無視できないものと

なってきました。

今回、意見書として提出させていただいた不同意の理由は上記の5つの基準には該当しないかもしれませんが、今後有線放送事業者の経営規模が拡大していくにつれ、当社が指摘した問題がよりいっそう重大な問題となっていくことは間違いないものと考えております。

⑤ 今回の裁定申請について

今回の裁定申請に至るまでの間、当社と有線放送事業者との間でこの再送信問題について真摯に協議を行い、双方の意見を交換してまいりました。この問題の複雑性、重要性に鑑み当社としては慎重に対応し、今後とも協議を重ねていく予定でした。

裁定申請にあたって、有線放送事業者は申請理由として法令順守をあげている例があります。もし法令順守を行うのであれば、まず同意無き再送信を先に中止し、その上で協議を行うべきと考えます。そうしたこともなく、今回一方的に協議を打ち切り、大臣裁定を申請されたことは、大変遺憾に感じております。

⑥ 結語

当社としては今後も、この区域外再送信の問題について、関係する全ての事業者、団体等の議論も踏まえた上で、協議・検討をしていく姿勢でおります。

区域外再送信問題につきまして、これまで述べさせていただいた様々な問題点につきまして充分にご理解いただき、裁定について慎重に取り扱っていただくことを希望いたします。

3. 本件に関する協議の経過

当社は平成19年2月から平成19年5月までの間、区域外再送信に関する協議を株式会社鳥取テレトピアと5回(2/8、2/27、3/23、4/11、5/15)協議した。

4. その他参考となる事項

鳥取・島根県の放送局に番組販売されているテレビ東京系列のゴールデンタイムの番組
(別紙)

以上

網掛け部分が鳥取・島根県の放送局に番組販売されている番組

日	月	火	水	木	金	土	日
19	主治医が見つかる診療所 天気予報	奥さまは外国人 天気予報	アイシールド21 BLEACH 未来の主役 地球の子供たち	ボクらのモンスターダイ アモンスターバトル NARUTO疾風伝	ベスト大集合! がやたま ◇Beeミュージアム	土曜スペシャル	田舎に泊まるぞ! 19
20	発進!! 時空タイムス	元祖!! でぶや	いい旅・夢気分	TVチャンピオン2	よろずやや平四郎活人剣		日曜ビッグバラエティ 20
A	下短期ツクモミ教育 森 腕のコーディネーター!!	前進!! なんでも鑑定団	水曜ミステリー9	木曜洋画劇場	所さんの学校では教えてくれないそこんトコロ!!	出役! アド街ック天国	天気予報 48 54
21	天気予報	天気予報	天気予報	天気予報	天気予報	TSCニュース	天気予報 48 54

平成19年7月11日

総務大臣 菅 義偉 殿



635

700-8677

岡山市柳町2-1-1

テレビせとうち株式会社

代表取締役社長 大田 弘之

■■■■■■■■■■(代)

意見書

株式会社中海テレビ放送から平成19年5月30日付で有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第13条第3項に基づき提出された総務大臣への裁定申請に関し、同条第4項の規定により、別紙の意見を申し述べます。

1. 当社の名称及び代表者の氏名並びに住所

テレビせとうち株式会社
代表取締役社長 大田 弘之
岡山市柳町2-1-1

2. 有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意をしない理由

① 区域外再送信と放送責任

今回、再送信の同意をしない理由は当該有線放送事業者が当社に免許を与えられた放送区域外での再送信を希望しているためであり、区域外再送信については当社の放送責任が負えないためであります。

地域免許制度は現在の地上放送制度の根幹をなすものと考えます。地上放送事業者は免許を与えられた地域での放送を前提に報道、番組制作、CM放送などの放送サービスを実施しております。そして、地域免許制度のもと、地上放送事業者は報道機関として様々な責任を負っております。国民保護法において、当社は指定地方公共機関として放送エリアである岡山県、香川県において指定されており、区域外の県については指定されておられません。政見放送におきましても、その放送は放送区域内の選挙区でのみ放送されるべきものであり、国政選挙等において、区域外での放送が行われることは結果として区域外において公職選挙法で定められた政党の政見放送が回数を越えて放送されることにもつながるのではないかと考えます。また、災害報道の面においても当社は放送区域内の地方自治体との連携を深め、その報道に努めるものでありますが、区域外の放送についてはその範囲外であり対応することはできません。当社は社会的使命として、より地域に密着した放送サービスの実現に努めております。区域外での再送信の放送は地域密着という当社の放送目的とは違うものであります。

② 情報格差について

有線放送事業者は区域外再送信を求める理由として、それぞれの事業者が①視聴者からの強い要望②情報格差の是正を挙げていますが、何をもって情報格差といっているのでしょうか。

現在鳥取・島根県には民放が3局あります。5局ある県に比べ情報格差があり、視聴者からの要望も強いというのであれば、テレビ東京系列の番組で視聴者の視聴要望が強いと思われるゴールデンタイムの番組は、鳥取・島根県で週21本中17本(81%)がテレビ東京から番組購入され、地元放送局で放送されております。また、それ以外にも衛星放

送のBSジャパンによって多くのテレビ東京系列の番組が放送されており、鳥取・島根県の視聴者は大半の番組を無料で視聴できる環境にあります。有線放送事業者の再送信なしでは視聴者の要望に応えられないとの主張は事実反することになります。

逆に、当該地区で区域外再送信が広く認められた場合、地元放送局はテレビ東京から番組購入をとりやめる可能性もあり、その場合有料の有線放送に加入していない多くの視聴者はその視聴機会を奪われることになってしまいます。

③ 区域外再送信と著作権、著作隣接権の問題

次に区域外再送信の著作権上の問題についても指摘しておきます。現在、区域外再送信の著作権処理については有線放送事業者の団体と著作権者5団体との間で取り決めがされておりますが、放送に関する著作権の処理についてはこの5団体で全てが包括できるわけではありません。オリンピック、ワールドカップをはじめとするスポーツ中継の権利においては、区域外の再送信について有線放送事業者が権利処理を行っていないのが実情です。また、当社で購入した映画の放送権につきましても同様に、区域外の放送については放送権を取得しておらず、有線放送事業者側が権利処理を行った事実は確認できておりません。このように一部の著作権の処理が曖昧なまま再送信に同意することは、当社としてはできないと考えております。もし、区域外の有線放送事業者に再送信の同意を与えた結果、当社がこうした番組の著作権者から著作権料の支払いを求められる可能性があることも指摘しておきます。

なお、有線テレビジョン放送法上の判断によって区域外再送信の大臣裁定がなされた場合でも、当社の放送番組の著作隣接権と自社制作番組が保有する著作権について当社が許諾をするものではなく、著作権法上の諸問題は残り、有線放送事業者との間で問題解決の必要があることを申し添えておきます。

④ 大臣裁定における基準について

当社は平成5年にも高知ケーブルテレビからの大臣裁定を受けており、裁定の判断基準として第104回通常国会衆議院通信委員会（昭和61年）において政府答弁されております。いわゆる「5つの基準」があることは充分承知しております。

今回の意見書提出にあたって当社の同意しない理由は、「5つの基準」に合致しないことも承知しております。当社の放送を再送信する有線放送事業者によって、当社の放送意図が阻害ないしは歪曲されることを懸念しているわけではありません。また、有線放送事業者の経営状態や技術水準に疑念を持っているわけでもありません。

逆に有線放送事業者は規制緩和によってその事業規模を大きく拡大してきております。有線放送が零細な事業であった時代には見過ごされてきた問題が今は無視できないものと

なっておりまして、

今回、意見書として提出させていただいた不同意の理由は上記の5つの基準には該当しないかもしれませんが、しかし、今後有線放送事業者の経営規模が拡大していくにつれ、当社が指摘した問題がよりいっそう重大な問題となっていくことは間違いないものと考えております。

⑤ 今回の裁定申請について

今回の裁定申請に至るまでの間、当社と有線放送事業者との間でこの再送信問題について真摯に協議を行い、双方の意見を交換してまいりました。この問題の複雑性、重要性に鑑み当社としては慎重に対応し、今後とも協議を重ねていく予定でした。

裁定申請にあたって、有線放送事業者は申請理由として法令順守をあげている例があります。もし法令順守を行うのであれば、まず同意無き再送信を先に中止し、その上で協議を行うべきと考えます。そうしたこともなく、今回一方的に協議を打ち切り、大臣裁定を申請されたことは、大変遺憾に感じております。

⑥ 結語

当社としては今後も、この区域外再送信の問題について、関係する全ての事業者、団体等の議論も踏まえた上で、協議・検討をしていく姿勢でおります。

区域外再送信問題につきまして、これまで述べさせていただいた様々な問題点につきまして充分にご理解いただき、裁定について慎重に取り扱っていただくことを希望いたします。

3. 本件に関する協議の経過

当社は平成18年11月から平成19年5月までの間、区域外再送信に関する協議を株式会社中海テレビ放送と6回(11/9、1/29、2/27、3/23、4/11、5/15)協議した。

4. その他参考となる事項

鳥取・島根県の放送局に番組販売されているテレビ東京系列のゴールデンタイムの番組
(別紙)

以上

網掛け部分が鳥取・島根県の放送局に番販されている番組

	月	火	水	木	金	土	日
19	主治医が見つかる診察所 天気予報	奥さまは外国人 天気予報	アイシールド21 BLEACH 未来の主役 地球の子供たち	ボクがモンスターダイヤモンだ。パニール NARUTO疾風伝	ベスト大集合!ボチたま ◇Beeミュージアム	土曜スペシャル	田舎に泊まるヨ!
20	発進!時空タイムス	元祖!!でぶや	いい旅・夢気分	TVチャンピオン2	よろずや平四郎活人剣 天気予報		日曜ビッグバラエティ
A							
21	↓短期ツメコミ教育 豪腕!コーチング!! TSCニュース	開運!なんでも鑑定団 TSCニュース	水曜ミステリー9	木曜洋画劇場	所さんの学校では教えてくれないこんな授業!! TSCニュース	出演!アド街ック天国 TSCニュース	天気予報

平成19年7月11日

総務大臣 菅 義偉 殿



636

700-8677

岡山市柳町2-1-1

テレビせとうち株式会社

代表取締役社長 大田 弘之

■■■■ (代)

意見書

鳥取中央有線放送株式会社から平成19年5月30日付で有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第13条第3項に基づき提出された総務大臣への裁定申請に関し、同条第4項の規定により、別紙の意見を申し述べます。

1. 当社の名称及び代表者の氏名並びに住所

テレビせとうち株式会社
代表取締役社長 大田 弘之
岡山市柳町2-1-1

2. 有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意をしない理由

① 区域外再送信と放送責任

今回、再送信の同意をしない理由は当該有線放送事業者が当社に免許を与えられた放送区域外での再送信を希望しているためであり、区域外再送信については当社の放送責任が負えないためであります。

地域免許制度は現在の地上放送制度の根幹をなすものと考えます。地上放送事業者は免許を与えられた地域での放送を前提に報道、番組制作、CM放送などの放送サービスを実施しております。そして、地域免許制度のもと、地上放送事業者は報道機関として様々な責任を負っております。国民保護法において、当社は指定地方公共機関として放送エリアである岡山県、香川県において指定されており、区域外の県については指定されておられません。政見放送におきましても、その放送は放送区域内の選挙区でのみ放送されるべきものであり、国政選挙等において、区域外での放送が行われることは結果として区域外において公職選挙法で定められた政党の政見放送が回数を越えて放送されることにもつながるのではないかと考えます。また、災害報道の面においても当社は放送区域内の地方自治体との連携を深め、その報道に努めるものでありますが、区域外の放送についてはその範囲外であり対応することはできません。当社は社会的使命として、より地域に密着した放送サービスの実現に努めております。区域外での再送信の放送は地域密着という当社の放送目的とは違うものであります。

② 情報格差について

有線放送事業者は区域外再送信を求める理由として、それぞれの事業者が①視聴者からの強い要望②情報格差の是正を挙げていますが、何をもって情報格差といっているのでしょうか。

現在鳥取・島根県には民放が3局あります。5局ある県に比べ情報格差があり、視聴者からの要望も強いというのであれば、テレビ東京系列の番組で視聴者の視聴要望が強いと思われるゴールデンタイムの番組は、鳥取・島根県で週21本中17本(81%)がテレビ東京から番組購入され、地元放送局で放送されております。また、それ以外にも衛星放

送のBSジャパンによって多くのテレビ東京系列の番組が放送されており、鳥取・島根県の視聴者は大半の番組を無料で視聴できる環境にあります。有線放送事業者の再送信なしでは視聴者の要望に応えられないとの主張は事実と反することになります。

逆に、当該地区で区域外再送信が広く認められた場合、地元放送局はテレビ東京から番組購入をとりやめる可能性もあり、その場合有料の有線放送に加入していない多くの視聴者はその視聴機会を奪われることになってしまいます。

③ 区域外再送信と著作権、著作隣接権の問題

次に区域外再送信の著作権上の問題についても指摘しておきます。現在、区域外再送信の著作権処理については有線放送事業者の団体と著作権者 5 団体との間で取り決めがされておりますが、放送に関する著作権の処理についてはこの 5 団体で全てが包括できるわけではありません。オリンピック、ワールドカップをはじめとするスポーツ中継の権利においては、区域外の再送信について有線放送事業者が権利処理を行っていないのが実情です。また、当社で購入した映画の放送権につきましても同様に、区域外の放送については放送権を取得しておらず、有線放送事業者側が権利処理を行ったことは確認できておりません。このように一部の著作権の処理が曖昧なまま再送信に同意することは、当社としてはできないと考えております。もし、区域外の有線放送事業者に再送信の同意を与えた結果、当社がこうした番組の著作権者から著作権料の支払いを求められる可能性があることも指摘しておきます。

なお、有線テレビジョン放送法上の判断によって区域外再送信の大臣裁定がなされた場合でも、当社の放送番組の著作隣接権と自社制作番組が保有する著作権について当社が許諾をするものではなく、著作権法上の諸問題は残り、有線放送事業者との間で問題解決の必要があることを申し添えておきます。

④ 大臣裁定における基準について

当社は平成5年にも高知ケーブルテレビからの大臣裁定を受けており、裁定の判断基準として第104回通常国会衆議院通信委員会（昭和61年）において政府答弁されております、いわゆる「5つの基準」があることは充分承知しております。

今回の意見書提出にあたって当社の同意しない理由は、「5つの基準」に合致しないことも承知しております。当社の放送を再送信する有線放送事業者によって、当社の放送意図が阻害ないしは歪曲されることを懸念しているわけではありません。また、有線放送事業者の経営状態や技術水準に疑念を持っているわけでもありません。

逆に有線放送事業者は規制緩和によってその事業規模を大きく拡大してきております。有線放送が零細な事業であった時代には見過ごされてきた問題が今は無視できないものと

なってきました。

今回、意見書として提出させていただいた不同意の理由は上記の5つの基準には該当しないかもしれませんが、しかし、今後有線放送事業者の経営規模が拡大していくにつれ、当社が指摘した問題がよりいっそう重大な問題となっていくことは間違いないものと考えております。

⑤ 今回の裁定申請について

今回の裁定申請に至るまでの間、当社と有線放送事業者との間でこの再送信問題について真摯に協議を行い、双方の意見を交換してまいりました。この問題の複雑性、重要性に鑑み当社としては慎重に対応し、今後とも協議を重ねていく予定でした。

裁定申請にあたって、有線放送事業者は申請理由として法令順守をあげている例があります。もし法令順守を行うのであれば、まず同意無き再送信を先に中止し、その上で協議を行うべきと考えます。そうしたこともなく、今回一方的に協議を打ち切り、大臣裁定を申請されたことは、大変遺憾に感じております。

⑥ 結語

当社としては今後も、この区域外再送信の問題について、関係する全ての事業者、団体等の議論も踏まえた上で、協議・検討をしていく姿勢でおります。

区域外再送信問題につきまして、これまで述べさせていただいた様々な問題点につきまして充分にご理解いただき、裁定について慎重に取り扱っていただくことを希望いたします。

3. 本件に関する協議の経過

当社は平成19年3月から5月までの間、区域外再送信に関する協議を鳥取中央有線放送株式会社(旧東伯地区有線放送、旧ケーブルビジョン東ほうき)と3回(3/8、4/11、5/15)協議した。

4. その他参考となる事項

鳥取・島根県の放送局に番組販売されているテレビ東京系列のゴールデンタイムの番組
(別紙)

以上

網掛け部分が鳥取・島根県の放送局に番組販売されている番組

	月	火	水	木	金	土	日	
19	主治医が見つかるといふ 場所 天気予報	英さまは外国人	アイシールド21 BLEACH 未来の主役 地球の子供たち	ポケットモンスターダイ マモンパ NARUTO疾風伝	ペット大集合! ぼすたさ ◇Beeミュージア	土曜スペースヤル	田舎に泊まるが!	19
20	発進! 時空タイムス	元祖! でぶや	いっしょに夢気分	TVチャンピオン2	よろずや平四郎活人剣		日曜ビッグバラエティ	20
A					天気予報	A	天気予報	
21	下垣期シメコミ教育 豪 腕! コーチング!	用運!! なんでも鑑定団	水曜ミスリー9		所さんの学校では教え てくれないうちがホコ ロ!	出役! アド街ツグ天国		21
				木曜洋画劇場		TSCニュース		48 54

平成19年7月11日

総務大臣 菅 義偉 殿



637

700-8677

岡山市柳町2-1-1

テレビせとうち株式会社

代表取締役社長 大田 弘志

■■■■■■ (代)

意見書

日本海ケーブルネットワーク株式会社から平成19年5月30日付で有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第13条第3項に基づき提出された総務大臣への裁定申請に関し、同条第4項の規定により、別紙の意見を申し述べます。

1. 当社の名称及び代表者の氏名並びに住所

テレビせとうち株式会社
代表取締役社長 大田 弘之
岡山市柳町2-1-1

2. 有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意をしない理由

① 区域外再送信と放送責任

今回、再送信の同意をしない理由は当該有線放送事業者が当社に免許を与えられた放送区域外での再送信を希望しているためであり、区域外再送信については当社の放送責任が負えないためであります。

地域免許制度は現在の地上放送制度の根幹をなすものと考えます。地上放送事業者は免許を与えられた地域での放送を前提に報道、番組制作、CM放送などの放送サービスを実施しております。そして、地域免許制度のもと、地上放送事業者は報道機関として様々な責任を負っております。国民保護法において、当社は指定地方公共機関として放送エリアである岡山県、香川県において指定されており、区域外の県については指定されておられません。政見放送におきましても、その放送は放送区域内の選挙区でのみ放送されるべきものであり、国政選挙等において、区域外での放送が行われることは結果として区域外において公職選挙法で定められた政党の政見放送が回数を越えて放送されることにもつながるのではないかと考えます。また、災害報道の面においても当社は放送区域内の地方自治体との連携を深め、その報道に努めるものでありますが、区域外の放送についてはその範囲外であり対応することはできません。当社は社会的使命として、より地域に密着した放送サービスの実現に努めております。区域外での再送信の放送は地域密着という当社の放送目的とは違うものであります。

② 情報格差について

有線放送事業者は区域外再送信を求める理由として、それぞれの事業者が①視聴者からの強い要望②情報格差の是正を挙げていますが、何をもちて情報格差といっているのでしょうか。

現在鳥取・島根県には民放が3局あります。5局ある県に比べ情報格差があり、視聴者からの要望も強いというのであれば、テレビ東京系列の番組で視聴者の視聴要望が強いと思われるゴールデンタイムの番組は、鳥取・島根県で週21本中17本(81%)がテレビ東京から番組購入され、地元放送局で放送されております。また、それ以外にも衛星放

送のBSジャパンによって多くのテレビ東京系列の番組が放送されており、鳥取・島根県の視聴者は大半の番組を無料で視聴できる環境にあります。有線放送事業者の再送信なしでは視聴者の要望に応えられないとの主張は事実と反することになります。

逆に、当該地区で区域外再送信が広く認められた場合、地元放送局はテレビ東京から番組購入をとりやめる可能性もあり、その場合有料の有線放送に加入していない多くの視聴者はその視聴機会を奪われることになってしまいます。

③ 区域外再送信と著作権、著作隣接権の問題

次に区域外再送信の著作権上の問題についても指摘しておきます。現在、区域外再送信の著作権処理については有線放送事業者の団体と著作権者5団体との間で取り決めがされておりますが、放送に関する著作権の処理についてはこの5団体で全てが包括できるわけではありません。オリンピック、ワールドカップをはじめとするスポーツ中継の権利においては、区域外の再送信について有線放送事業者が権利処理を行っていないのが実情です。また、当社で購入した映画の放送権につきましても同様に、区域外の放送については放送権を取得しておらず、有線放送事業者側が権利処理を行った事実は確認できておりません。このように一部の著作権の処理が曖昧なまま再送信に同意することは、当社としてはできないと考えております。もし、区域外の有線放送事業者に再送信の同意を与えた結果、当社がこうした番組の著作権者から著作権料の支払いを求められる可能性があることも指摘しておきます。

なお、有線テレビジョン放送法上の判断によって区域外再送信の大臣裁定がなされた場合でも、当社の放送番組の著作隣接権と自社制作番組が保有する著作権について当社が許諾をするものではなく、著作権法上の諸問題は残り、有線放送事業者との間で問題解決の必要があることを申し添えておきます。

④ 大臣裁定における基準について

当社は平成5年にも高知ケーブルテレビからの大臣裁定を受けており、裁定の判断基準として第104回通常国会衆議院通信委員会（昭和61年）において政府答弁されております、いわゆる「5つの基準」があることは充分承知しております。

今回の意見書提出にあたって当社の同意しない理由は、「5つの基準」に合致しないことも承知しております。当社の放送を再送信する有線放送事業者によって、当社の放送意図が阻害ないしは歪曲されることを懸念しているわけではありません。また、有線放送事業者の経営状態や技術水準に疑念を持っているわけでもありません。

逆に有線放送事業者は規制緩和によってその事業規模を大きく拡大してきております。有線放送が零細な事業であった時代には見過ごされてきた問題が今は無視できないものと

なっておりまして。

今回、意見書として提出させていただいた不同意の理由は上記の5つの基準には該当しないかもしれませんが、しかし、今後有線放送事業者の経営規模が拡大していくにつれ、当社が指摘した問題がよりいっそう重大な問題となっていくことは間違いないものと考えております。

⑤ 今回の裁定申請について

今回の裁定申請に至るまでの間、当社と有線放送事業者との間でこの再送信問題について真摯に協議を行い、双方の意見を交換してまいりました。この問題の複雑性、重要性に鑑み当社としては慎重に対応し、今後とも協議を重ねていく予定でした。

裁定申請にあたって、有線放送事業者は申請理由として法令順守をあげている例があります。もし法令順守を行うのであれば、まず同意無き再送信を先に中止し、その上で協議を行うべきと考えます。そうしたこともなく、今回一方的に協議を打ち切り、大臣裁定を申請されたことは、大変遺憾に感じております。

⑥ 結語

当社としては今後も、この区域外再送信の問題について、関係する全ての事業者、団体等の議論も踏まえた上で、協議・検討をしていく姿勢でおります。

区域外再送信問題につきまして、これまで述べさせていただいた様々な問題点につきまして充分にご理解いただき、裁定について慎重に取り扱っていただくことを希望いたします。

3. 本件に関する協議の経過

当社は平成19年2月から平成19年5月までの間、区域外再送信に関する協議を日本海ケーブルネットワーク株式会社と5回(2/8、2/27、3/23、4/11、5/15)協議した。

4. その他参考となる事項

鳥取・島根県の放送局に番組販売されているテレビ東京系列のゴールデンタイムの番組
(別紙)

以上

網掛け部分が鳥取・島根県の放送局に番販されている番組

日	月	火	水	木	金	土	日
19	主治医が見つかる診療所 天気予報	奥さまは外国人 天気予報	アイシールド21 BLEACH 未来の主役 地球の子供たち	ボクッポモンスターダイ マモシンド・パール NARUTO疾風伝	ペット大集合！ボチたま ◇Beemьюージム	土曜スベシヤル	田舎に泊まるぞ！
20	発進！時空タイムス 54	元祖！でぶや 55	いい旅、夢気分 57	TVチャンピオン2 54	よるずや平四郎活人剣 天気予報		日曜ビッグバラエティ
A							
21	1 54	開運！なんでも鑑定団 TSCニュース	水曜ミステリー9 54	木曜洋画劇場 54	所さんの学校では教えてくれないそこんトコロ！ TSCニュース	出役！アド街ック天国 TSCニュース	天気予報 48 54